

審査基準表

（「女性・若者が生き生きと活躍できる企業」開拓事業）

審査項目	審査内容	配点	総合
専門性、人脈及び企業の掘り起こし方法	各業界の事情に精通しているか。	20	60
	各業界に幅広い取引先や人脈を有しているか。	20	
	本県に立地する可能性がある企業の掘り起こし方法は妥当か。	20	
企画提案の内容及び実現性	提案内容が事業の目的に合致しているか。	20	20
	業務実施スケジュールは妥当か。		
	本県視察への参加を促す方法は妥当か。		
経済性	提案内容に対し経費の積算は妥当か。また、節減が図られているか。	5	5
業務実施体制	業務を安定的に実施することができる必要な人材や体制が確保されているか。	5	5
分析力	外部環境及び地域の強みについての分析・誘致戦略の提案方法は妥当か。	10	10
合計		100	100

【審査方法】

- (1) 委員は、各項目について審査を行い、採点する。
- (2) 配点が20点の審査項目は、評価基準による評価点数を4倍にしたものを得点とし、配点が10点の審査項目は、評価基準による評価点数を2倍にしたものを得点とする。
- (3) 全ての委員の得点を集計する。
- (4) 集計の結果、合計得点が最も高い参加者を受託候補者として決定する。
なお、得点が同点の場合は、委員の協議により決定する。
- (5) 全ての委員の得点の合計が最低基準点である300点（満点500点×6割）以上になった参加者がいなかったときは、受託候補者を決定しない。
- (6) 参加者が1者の場合、全ての委員の得点の合計が最低基準点である300点（満点500点×6割）以上になったとき、その参加者を受託候補者として決定する。

【評価基準（5段階）】

- 5 標準より非常に優れた提案
- 4 標準より優れた提案
- 3 標準的な提案
- 2 標準よりもやや劣る提案
- 1 標準より劣る提案